

令和7年分 所得税・消費税 無料申告相談会のご案内

- ★ 派遣税理士が無料で相談・指導を行いますので相談会(事前予約制)をご利用ください。日程、会場等については裏面の通りです。
- ★ 一度にできる予約は一人一コマとします。
- ★ 昨年度より収受印が廃止されております。
- ★ インボイス登録事業者は必ず消費税の申告が必要です。
- ★ 譲渡所得（土地、建物、株式など）の申告は、お断りする場合があります。

（その他相談者の数、内容によりお受けできない場合がありますので、予めご了承ください）

<持参書類>

- 代表者の個人番号カードの両面コピー又はマイナンバー通知カードのコピー
- 代表者の身分証明書（運転免許証、旅券等）のコピー
※ 個人番号カードコピーご持参の方は不要
- 確定申告書（商工会にあります）
- 決算書（青色申告者）・収支内訳書（白色申告者）商工会にあります
- 生命保険、地震保険、個人年金、企業共済等の証明書
- 国民健康保険、国民年金、寄付金等の令和7年中に支払った証明書
- 扶養家族、専従者の氏名と生年月日及び個人番号（マイナンバー）
- 令和6年分の確定申告書、決算書の控え
- 令和7年分 決算準備表（売上、仕入、経費の集計したもの）
- 総所得の5%以上の医療費控除の明細書（総所得200万円以上は10万円以上）
- 配偶者及び扶養親族に他の所得がある場合、令和7年中のその収入金額
- 【予定納税がある時】納付額が確認できる案内等、【還付の時】還付を受ける通帳口座

【以下、消費税の対象者のみ】

- ◆ 消費税の申告書（商工会にあります）
- ◆ 課税取引金額計算表（課税・非課税区分されたもの）
- ◆ 帳簿類・「適格請求書発行事業者の登録申請書」の写し
- ◆ 令和5年分（基準期間）の確定申告書・決算書の控え
- ◆ 【予定納税がある時】納付額が確認できる案内等、【還付の時】還付を受ける通帳口座

マイナンバー関連の書類を2種類同封しています。

1. マイナンバー関連の持参書類確認書及び扶養家族、専従者マイナンバー記入用紙
- 個人番号カードまたはマイナンバー通知カード及び身分証明書（運転免許証、旅券等）が必要です。原本若しくはコピー（個人番号カードについては両面コピー）をご持参下さい
- （扶養家族、専従者の方がいらっしゃる方のみ）お名前と個人番号（マイナンバー）をご記入ください
2. 特定個人情報の取扱に関する同意書（初めて確定申告相談、提出する方）
- 特定個人情報の取り扱いに関する同意書に記入押印したものをご持参下さい
(なお、本人が直接税務署に申告書類を提出される場合、同意書は必要ありません)

（個人事業者の）

所 得 税 の 確 定 申 告 は 3 月 1 6 日 (月) ま で
消 費 税 の 確 定 申 告 は 3 月 3 1 日 (火) ま で

税務・記帳の相談は京田辺市商工会
京田辺市田辺中央4丁目3-3 TEL 62-0093 FAX 62-3926

派遣税理士による R7 年度無料申告相談会日程表

<所得税・消費税対応相談日>

e-Tax : e-Tax 対応相談日

	日 時	担 当 税 理 士		場 所
1	2月 17 日 (火)	平野 謙 兼田政章 中谷 学 中谷 学 兼田政章 平野 謙 中谷 学 兼田政章 平野 謙 村岡大輔	枚田和樹	1F / 会議室 e-Tax (102号室)
2	2月 19 日 (木)		村岡大輔	1F / 会議室 e-Tax (102号室)
3	2月 25 日 (水)			2F / 会議室 e-Tax (203号室)
4	2月 27 日 (金)		枚田和樹	2F / 会議室 e-Tax (203号室)
5	3月 2 日 (月)		枚田和樹	2F / 会議室 e-Tax (203号室)
6	3月 4 日 (水)		村岡大輔	1F / 会議室 e-Tax (102号室)
7	3月 5 日 (木)			1F / 会議室 e-Tax (102号室)
8	3月 9 日 (月)			2F / 会議室 e-Tax (203号室)
9	3月 10 日 (火)			2F / 会議室 e-Tax (203号室)
10	3月 12 日 (木)			1F / 会議室 e-Tax (102号室)

※ 1回の相談時間の目安最大30分程度。時間がかかる場合は再度ご相談頂く場合があります。

※ 相談は事前予約をお願いしております。下記「予約申込票」をFAX願います。

○ 相談日に申告書を提出された方は、申告書に税理士会の指導印を押して税務署に提出します。

★ お知らせ e-Tax (国税電子申告・納税システム) について

～自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。～

「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- ① H P からカンタン申告
- ② 添付書類が提出不要 (医療費領収書・源泉徴収票) ※5年間の保存義務あり
- ③ 還付金がスピーディー (還付申告は書面と比べて早期処理されます。)

詳しくは税務署または商工会へお問い合わせください。

予約申込票 切り取らずFAXしてください

派遣税理士による無料申告相談会

※希望日時 月 日 () 13時 ・ 14時 ・ 15時 ・ 16時

※希望時間は調整させて頂くことがありますので予めご了承願います。

e-Tax による申告を 希望する ・ 希望しない

事業所名 電話番号

代表者名 相談内容 ・ 所得税 ・ 消費税 ・ 他 ()

京田辺市商工会 (FAX 62-3926)